

平成28年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 許認可等の事務について
- 3 監査対象 こども未来部こども保健福祉課（児童扶養手当の受給資格の認定）
- 4 監査実施期間 平成29年2月 2日
- 5 監査結果報告 平成29年3月31日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【こども保健福祉課】

(2) 文書管理について 次のおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	
ア 決裁文書において、決裁日の記載漏れ。	【措置済】 平成29年 1月 6日 記載漏れのあった文書について、決裁日の記載を行った。今後、記載漏れのないよう課内に周知徹底した。

平成28年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 監査の種類 | 行政事務の執行についての監査（行政監査） |
| 2 監査のテーマ | 許認可等の事務について |
| 3 監査対象 | こども未来部こども保健福祉課（児童扶養手当の受給資格の認定） |
| 4 監査実施期間 | 平成29年2月 2日 |
| 5 監査結果報告 | 平成29年3月31日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【こども保健福祉課】

<p>共通（3）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、上位職によるチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化及び研修の充実により業務精度の向上を図り、上位職によるダブルチェック体制の強化を行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月 1日 適正な事務処理のため、不明な点については、文書事務の手引きや会計事務のマニュアルの確認を怠ることのないように改めた。文書や支出事務について、上位職を含めた複数名でのチェック体制を徹底し、適正な事務管理をするよう改めた。</p>
---	--